

令和元年台風第 19 号（以下「台風 19 号」という。）で被害を受けた方に対し、下記により、クレーン・デリック運転士免許試験など実技試験のある免許試験の学科試験又は実技試験を免除することができる期間を延長いたします。

## 記

### 1 延長措置の内容

クレーン・デリック運転士免許試験等、次の実技試験のある免許試験の学科試験に合格した方又はクレーン運転実技教習等の実技教習を修了した方等であって、台風 19 号によりこれらの免許試験を受験する機会を失い、学科試験又は実技試験の免除を受けることができる期間（通常 1 年間）が経過した方について、令和 2 年 3 月 31 日までの間は、学科試験又は実技試験を免除できる期間が経過していないものとして取り扱います。ただし、免除を受けることができる期間が令和元年 10 月 10 日（特定非常災害発生日）以降に満了した方です。

- (1) 特別ボイラー溶接士免許試験
- (2) 普通ボイラー溶接士免許試験
- (3) クレーン・デリック運転士免許試験
- (4) 移動式クレーン運転士免許試験
- (5) 揚貨装置運転士免許試験

### 2 延長措置の対象者

延長措置の対象者は、台風 19 号の被害者で、次の 14 都県に住居又は勤務先事業場が存在した方です。

岩手県 宮城県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都  
神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県

### 3 手続

この取扱いを希望する方は、受験申請書に、次の①及び②の書類を添付してください。

- ① 上記 2 の 14 都県に住居又は勤務先事業場があったことが確認できる書類（地方自治体発行の罹災証明書の写し、住所がわかる自動車運転免許証等の写し、勤務先所在地が記載された勤務先発行の身分証明書の写しのいずれかで可。）
- ② 台風 19 号のために免許試験を受ける機会を失った旨を記した書面（本来の期限内に所用の手続等を行うことが困難であった申出書等で、様式は任意。）